

## 旭川地方裁判所委員会議事概要

テーマ『市民型紛争の解決手続について』

- 1 開催日時 平成25年11月28日（木）午後1時30分から午後3時30分  
まで
- 2 開催場所 旭川地方裁判所
- 3 出席者（50音順・敬称略）  
地裁委員 後藤淳，佐古田真紀子，高橋弘道，田口治美，辻本純成，宮嶋睦子，  
米木岩雄，渡邊康  
事務局 玉置孝幸地裁民事首席書記官，大谷正美地裁民事次席書記官，朴澤  
孝旭川簡裁庶務課長，菅原誠地裁事務局長，富所良家裁事務局次長，  
宮下智地裁総務課長，澤崎豪地裁総務課課長補佐
- 4 議 事
  - (1) 開会宣言
  - (2) 委員交替の報告
  - (3) 前回委員会（テーマ；裁判所の広報活動について）後の裁判所の取組結果の  
報告
    - ア 簡易裁判所の手続案内ツールの作成について
    - イ 債権執行手続に関する書式のウェブサイトへの掲載について
    - ウ 街頭広報活動の実施について
    - エ 裁判所外での模擬裁判の実施について
  - (4) 説明等（本日のテーマ『市民型紛争の解決手続について』）
    - ア 事件動向  
事務局から，今回の委員会上の市民型紛争を「簡易裁判所における当事者  
双方が本人である紛争」と位置づけ，民事訴訟及び民事調停を取り巻く状況

として、簡易裁判所が扱える事件の範囲の拡大、少額訴訟手続や民事調停手続の特則としての特定調停手続の創設といった法改正の経過を説明した。その上で、全国の民事通常訴訟事件、少額訴訟事件及び民事調停事件の動向を説明した。

イ 旭川簡易裁判所における市民型紛争の動向等

事務局から、旭川簡易裁判所における市民型紛争の動向を説明した。

ウ 旭川簡易裁判所における手続案内等

事務局から、旭川簡易裁判所における手続案内の実情を説明した。また、旭川簡易裁判所で使用しているラウンドテーブル法廷及び調停室の見学を実施した。

(5) 意見交換等

委員 非訟事件手続法改正により調停手続においても電話会議システムが使えるようになったとのことであるが、電話会議システムは管内の全ての簡易裁判所に整備されているのか。

事務局 全ての簡易裁判所に整備されている。

委員 少額訴訟手続の説明に付加して少額訴訟債権執行手続の説明があったが、そのような制度は知らなかった。少額訴訟債権執行の手続が利用できる債務名義は、少額訴訟判決だけか。

事務局 少額訴訟手続で作成された裁判書や和解調書が少額訴訟債権執行手続の対象となる債務名義である。

委員 過払金返還請求事件が減少していることが簡易裁判所の通常訴訟事件が減少している原因であることは説明を受けて分かった。貸金業者やクレジット会社から訴えが起こされる貸金請求や立替金請求の事件も減少しているのか。

事務局 貸金請求事件や立替金請求事件の大部分は業者が提起したものであり、旭川簡易裁判所に係属した貸金請求事件で最も件数が多かつ

たのは平成10年の888件、同じく立替金請求事件で最も件数が多かったのは平成10年の854件である。これが平成24年になると、貸金請求事件が240件、立替金請求事件が63件であった。インターネットの記事、貸金業界のホームページをみても、貸金業法の改正により貸付金の残高が減少しており市場規模が狭まっていることが窺われる。

委員 通常訴訟の減少は、貸金業の規制強化の影響が大きいものと思われる。十数年前までは、貸金等の業者の従業員が代理人として出頭し、法廷で複数件の裁判を連続して処理するといった風景があった。しかし、平成18年に過払金返還請求についての最高裁判決が出されて以来、その状況は一変しているようで、通常訴訟の減少はあまり気にならない。ただ、一般調停も減少しているとの説明を受け、それはなぜなのかと感じている。民事調停は、弁護士の人数が少なかったころはまず申し立ててみる手続であったが、弁護士の人数は十数年前と比較して約3倍増となっているし、法テラスも平成18年に開設されていて、現在は弁護士にアクセスしても裁判手続外で解決するケースもあるのかもしれない。

委員 最近民事の訴訟事件や調停事件が減少している状況から、裁判所における紛争解決手続がどの程度国民に知られているのかと思うことがある。民間のADRも積極的に紛争解決に向けて動いているために裁判所に来るまでもないということなのだろうか。民事裁判の手続は家庭裁判所の裁判に比べて費用が高いという面もあるが、もっと気軽に裁判所を利用したらよいのではないかと思う。調停委員として感じることは、ラウンドテーブル法廷ができてからは市民型紛争を取り扱う法廷の雰囲気は良くなったことと、最近では少額訴訟の裁判に弁護士が代理人としてついて、通常訴訟に移行するケー

スが多くなってきたことである。私としては、引き続き開かれた裁判所の実現に協力していきたい。

委員長 弁護士会所属委員から、法テラスで行う相談について御説明いただきたい。

委員 (配布資料に基づき、情報提供(他機関の紹介前の対応)が減少している状況、法律相談援助(経済的に余裕のない人のための無料の法律相談)が横ばいである状況、法テラスに持ち込まれる相談の種類として家庭に関するものが増えている状況等の説明をした上で)法テラスができる前は、これと同様の援助活動を法律扶助協会が担っていた。また、法テラスは弁護士や司法書士を紹介するが、そうした紹介先では民事調停を勧めることがあまりないと思われる。その意味で、民事調停の減少に法テラスが関わっていることは間違いないと思う。一般の国民も、裁判所で話し合いをすることをあまりイメージしていないと感じている。

委員長 法テラスの知名度はどう感じているか。

委員 知名度に関する最近の統計数値は具体的に把握していないが、法テラスという名前を知っているという人の割合は過半数に達していると思われる。ただ、法テラスの業務内容に関する浸透度はまだまだである。

委員 ニュースで多重債務の問題を取り扱うこととなり、裁判への国民の関心は高まってきたと思う。また、かつては長らく弁護士不在の地域があったが、現在は弁護士の人数も増えて、司法サービスの裾野が広がっていると思う。

委員長 司法書士会所属委員から、司法書士会における法律相談の実情について御説明いただきたい。

委員 旭川司法書士会は、現在会員が67人いて、そのうち認定司法書

士有資格者は45人である。相談機関として相談センターを設けており、31人の会員がこれに登録して、毎週火曜日に対応している。相談内容としては、債務整理関係が減少し、代わりに最近では家庭に関する紛争の相談が増加している。また、法テラスには30人が契約司法書士として登録されている。日本司法書士会連合会からは、貸金等業者の支店が減少したため東京や大阪の裁判所に大量の訴えが集中して出されている状況もあるとの情報もある。債務者側から提起すべき債務不存在確認等の訴えも、同様の理由で旭川には係属しにくい状況といえる。

委員長 相談の中で、民事調停や裁判所ウェブサイトの話になることはあるか。

委員 司法書士会が受ける相談は、裁判所の手続案内を受けてからのことが多いように思う。

委員 弁護士会は、市役所が実施している法律相談において調停を紹介することがあるが、それ以外の場面ではあまり調停を紹介していないと思う。その理由としては、他の委員が言っていた費用面の問題もあるかもしれない。

委員長 消費者協会所属委員から、消費者協会において受け付ける相談内容について御説明いただきたい。

委員 相談自体は消費者協会においても受けているが、これまでの話に出ていた多重債務に関する相談は法テラスを紹介することが多い。また、事案によっては少額訴訟の手続を説明して裁判所を紹介することもあるし、無料相談の日をチェックの上、市の法律相談を紹介することもある。

委員長 簡易裁判所における手続案内の使い分けはどのようにしているか。

事務局 旭川簡易裁判所ではできるだけ一般の市民が簡単に書面を作成することができるよういくつかの書式を用意しているが、これに当てはまらないものや複雑な事案であれば弁護士への相談を勧めることがある。

委員 現在は、いろいろな手段で紛争を解決することができるようになったので、私たち調停委員もそれらの手続を勉強しているところである。

委員 少額訴訟手続は、対象事件の訴額が拡大されて申立てのハードルが下がっているが、少額訴訟手続によることで審理期間は短縮されるのか。

事務局 平成24年の旭川簡易裁判所における少額訴訟の平均審理期間は  
1. 59月となっている。なお、同じく通常訴訟の平均審理期間は  
2. 82月となっている。

委員 調停事件も概ね2, 3回の期日で終局していると考えていただいとよいと思われる。また、1回の期日で終局するものも多い。

委員長 弁護士同士で実質的な解決が図られた後に、起訴前の和解手続のような債務名義を作成するための申立てをすることもするのか。

委員 弁護士の場合、本人の希望により公証人役場を利用することも考えられるであろうが、あまり事例としては多くない。なお、双方に代理人がついた事案であれば、裁判外の交渉のスパンを概ね月1回となっている調停等の期日のスパンよりも短くすることができるメリットがあると思う。

委員 司法書士の立場でも、調停等を利用しない場合は代理人同士の交渉で解決した方が早いという面はあると思う。代理人間の交渉でも解決しないような事案の場合は、民間のADRの活用の道もあるが、私は費用面を考慮して調停手続を勧めるようにしている。

委員長 当事者のいずれにも代理人がついていない市民型紛争の処理に当たっては、裁判官や書記官はどのような準備をしているのか。

事務局 期日において主張内容を確認することになる場合もあるが、被告から答弁書が提出されれば、これによって期日前に争点を把握している。また、当事者間の対立が激しく危害行為等のおそれがあるような事案においては、例えば調停室を申立人と相手方とで分けるなどの事前準備を行っているし、期日前には裁判官、書記官及び委員（司法委員、調停委員）の三者で打合せをして期日に臨んでいる。

委員 司法委員としての経験上、少額訴訟制度が導入された当初は双方が本人による訴訟遂行の事案が多かったが、最近は双方に弁護士がついている事案が多くなっているように思う。簡易裁判所で取り扱う事件は必ずしも紛争の目的の価格が多額ではないが、そうであっても事案を整理するために期日を重ねることとなる場合がある。代理人がついていない市民型紛争での工夫としては、かつては互譲の精神に基づいた調整がしやすかったのに対し、最近ではインターネットで当事者が知識を得て裁判に臨むことが多いため、一般常識の感覚に基づいた話をするよう努めている。

委員 双方本人による訴訟遂行の事案は地方裁判所にもあり、裁判官からすると、主張の法律的構成や証拠の選別などの面で苦慮することが多い。簡易裁判所は、常識的な視点による落ち着いたよいところでの解決が望ましいと思うし、その意味では、1回の審理での終局を原則とする少額訴訟手続をもっと利用していただきたいが、通常移行する事案が多いのは、被告の立場として、このような少額訴訟手続に抵抗感があるからではないか。

委員 法律的なトラブルを抱えた学生が相談に来ることがあるが、彼らの感覚からすると、月1回ペースという期日の間隔が途方もなく長

いものに思えるようである。もう少し短いスパンで期日を入れていくことはできないものかと思う。

事務局 少額訴訟手続は、原則として1回の期日で終局するので、証拠をその期日に全て揃える必要がある。しかし、具体的に何が証拠となるかというアドバイスは、裁判所の中立性・公平性の観点からすることができないので、本人で訴訟遂行しようとする一般市民にとってはハードルが高いものかもしれない。

委員 少額訴訟の場合、かつては訴え提起から期日を迎えるまでに時間がかかることが多かったように感じているが、最近はどうか。私としては、通常訴訟の方が審理が早いと思っていたので、相談を受けた際には少額訴訟よりも却って通常訴訟の方が早いという説明をしてきたところである。そうでないのであれば、少額訴訟を利用することも考えた方がよいのかなと思う。

事務局 訴え提起から期日までの期間に関する具体的なデータはないが、訴えを提起された被告側の準備の期間を考慮する必要もあるので、一定程度時間を要するし、少額訴訟の場合は1回の期日にかかる時間を長めに確保している。通常訴訟の場合は、そのようなことをせずに期日を指定することもできるという意味で、期日が少額訴訟よりも早く入ることがあるかもしれない。

委員 簡易裁判所には司法委員がいて、第1回期日から和解の試みを含めた審理が可能であるのであろうが、私としては少額訴訟手続の方が断然よいとは感じていない。少額訴訟の場合、第1回期日までに裁判所が努力してその期日で終局することができるようにしていると思うが、紛争解決までのプロセス全体を考えれば必ずしも早いとはいえない。また、裁判所では、通常訴訟や調停において、月1回という期日のサイクルが出来上がっているが、代理人がつくと2週

間隔では準備しきれないものの、本人による手続遂行であれば1か月も期日の間隔が空かなくてもよいのではないか。現在は弁護士も増え、この辺りの感覚が変わってきている。裁判所において工夫の余地はあるのではないか。

委員 私の代理人としての経験では、次回期日にどのような審理をするのかもよるのであるが、1か月後ばかりではなく2週間ほど後に次回期日が設定されるようなケースも出てきているように思う。

委員 今までの御意見を聞くと、少額訴訟の創設意義が薄れたのかなと感じる。司法委員は、紛争の目的の価格が60万円以下の紛争を1回の期日で解決しようという姿勢で少額訴訟に臨んでいる。少額訴訟手続による紛争解決では、不満が完全には解消されないこともあるかもしれないが、「時は金なり」であり、解決することそのものが重要なのだと思う。なお、調停委員の立場で、具体的な調停事件の期日のスパンについて特に意見をいうことはない。

委員 裁判官は、他にも多くの事案を抱えているであろうから、その中で、いろいろな市民型紛争を整理して当事者の納得を得るのは大変そうに思う。

#### (6) 次回開催日時等

委員長から、次回の地裁委員会を家裁委員会との合同開催とすることにつき委員の意見を求めたところ、特段の反対意見はなかった。また、次回テーマについて、委員から特段の意見はなく、委員長から、上記合同開催となった場合のテーマの希望につき委員の意見を求めたところ、特段の意見はなかった。これらの点については、12月11日の家裁委員会において同様の提案を委員長から行い、その結果を踏まえて決することとされた。

#### (7) 閉会宣言

## 配 布 資 料

- 資料1 最高裁リーフレット「初めて簡易裁判所を利用される方のために」  
( 配布資料添付省略)
- 資料2 最高裁リーフレット「ご存じですか？簡易裁判所の民事調停」  
( 配布資料添付省略)
- 資料3 最高裁リーフレット「ご存じですか？簡易裁判所の民事訴訟」  
( 配布資料添付省略)
- 資料4 最高裁リーフレット「ご存じですか？簡易裁判所の少額訴訟」  
( 配布資料添付省略)
- 資料5 最高裁リーフレット「ご存じですか？簡易裁判所の支払督促」  
( 配布資料添付省略)
- 資料6 簡易裁判所における手続について  
( 配布資料添付省略)
- 資料7 統計表（法テラス旭川関係）  
( 配布資料添付省略)
- 資料8 法テラスリーフレット  
( 配布資料添付省略)
- 資料9 法テラス旭川リーフレット  
( 配布資料添付省略)